

10. 治 安 对 策

1 首都東京を守るテロ等対応力の強化

1 テロをはじめとする諸外国からの脅威等への効果的対処【最重点】

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

- (1) テロ対策資機材の充実強化を図ること。
- (2) 爆発物等テロの手段を封じ込める対策を強化すること。
- (3) テロ等重大事案への捜査能力の向上を図ること。
- (4) 諸外国への技術情報等の流出防止対策を強化すること。

<現状・課題>

近年、世界各地において、爆発物や車両、刃物等を使用したテロが発生する中、I S I L等のイスラム過激派はインターネットを通じてテロの呼びかけを継続しており、実際に欧米諸国において、その過激思想に影響を受けた者によるテロ事件が発生している。

また、ウクライナ情勢やイスラエル情勢など、国際情勢も厳しさを増しており、他国では大使館を狙ったと思われる事案も発生している。

そのような中、本年1月には米国南部ルイジアナ州ニューオーリンズの中心部で49人が死傷する車両突入事件が発生し、車両内からは、銃器や手製爆発物とみられる物のほか、I S I Lの旗が発見された。

そのI S I Lはテロの標的として日本政府を名指ししており、今後も邦人をテロの標的とすることを示唆するなど、我が国に対する国際テロの脅威が継続する中、I S I L等の過激思想に影響を受けた者による同様のテロが日本国内で発生する可能性は否定できない。

さらに、我が国においても、インターネットを通じて銃器等の設計図、製造方法等を容易に入手できるなど、治安上の脅威に深刻な変化が生じており、特定のテロ組織等との関わりがなくても、社会に対する不満を抱く個人が、インターネット上における様々な言説等に触発されて違法行為を引き起こすおそれもある。

実際に、テロ組織等と関わりなく過激化した個人による、手製の銃器を用いた銃撃事案や身近で入手可能な凶器を使用した事案等が発生しており、これらの事件は事前の予測が困難であることから、犯行を水際で未然に防止するための警備に掛かる負担は大きいものとなっている。

また、国際情勢が急速に厳しさと複雑さを増し、地政学的緊張が高まる中、我が国の企業、研究機関等が保有する高度な技術情報等は、諸外国の情報収集活動の対象となっており、産学官連携による技術情報等の流出防止対策を推進するとともに、流出に対する取締りを強化することがこれまで以上に求められている。

このような情勢の中、我が国の政治・経済・社会の機能が集中し、国際テロ組織等にとって格好の攻撃対象となり得る重要施設や大規模集客施設、高度な技術情報等を保有する企業・研究機関等が多数所在する首都東京において、テロ対策

及び技術情報等の流出防止対策を強化することは、国と東京都が連携して対処すべき喫緊の課題である。

＜具体的要求内容＞

- (1) テロの未然防止と事案発生時の事態対処に万全を期するため、テロ対策資機材の充実強化を図ること。
- (2) 国内外研究機関による研究成果等について情報収集するとともに、テロ防止啓発用物品等を作成し、民間事業者や地域住民に広く配布するほか、広報啓発動画を制作し、街頭ビジョン等の媒体を活用した情報発信により、官民が連携したテロ対策を強化すること。
- (3) C B R N鑑識を実現する最新のN B C検知資機材、テロ等重要事案発生時の捜査能力の向上に資する捜査用装備資機材、高度先端技術（8 K、5 G、A I 等）を取り入れた「次世代型採証システム」関連資機材及び高度映像解析システムの導入並びに捜査員の人材育成と能力向上のための必要な財源を確保すること。
- (4) 技術情報等の流出防止に向けて、従業員の危機意識を醸成するための企業・研究機関等への情報提供活動、流出事案の実態解明・取締りに向けた資機材（ビジネスデータベース、教養資料等）の充実強化及び捜査員の能力向上に向けた必要な財源を確保すること。

2 CBRNE災害に備える体制整備

(提案要求先 内閣官房・厚生労働省・原子力規制庁)
(都所管局 総務局・保健医療局)

- (1) CBRNE災害で必要とされる特殊医療に関する国立専門センターを設置すること。
- (2) 放射性物質、爆薬の原料となりうる薬品等の管理を強化すること。

<現状・課題>

CBRNE（C：化学剤、B：生物剤、R：放射性物質、N：核物質、E：爆発物）災害が発生した場合は、住民にも甚大な被害が想定され、首都東京を守る対応力の強化が一層必要となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 災害時において、災害現場に専門医師を派遣し、起因物質の特定や活動部隊への助言及び特異症状から診断を行うための国立の専門センターを首都圏に設置すること。また、治療に当たる医療機関への助言や、高度専門的処置が必要な患者を収容し専門治療を行うこと。平常時は、CBRNE災害に対する調査・研究・情報収集や医療機関に対する研修、訓練等の指導を行うこと。
- (2) 研究所・病院等において、放射性物質の保管・管理を徹底するとともに、爆薬の原料となりうる薬品については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の対象とならないものでも、法令による規制の対象とするなど、改善策の推進を図ること。

参 考

(1) 放射性物質、爆薬の原料となりうる薬品等の管理強化

爆発物原料の管理強化の動き

(平成21年11月25日 政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部資料「主なテロの未然防止対策の現状」等より)

- ・平成17年3月、過酸化水素製剤等の化学物質について、購入目的に不審な点がある者等への販売自粛など、適切な管理と販売を行う旨の指導を、薬局・薬店や毒劇物の販売業者等に対して行うよう、厚生労働省が、都道府県等に通知及び関係業界団体に依頼
- ・平成19年5月、薬局等で購入した過酸化水素製剤等を使用した爆発物の製造を図った者を検挙。同年9月、都道府県等及び関係業界団体に対して、上記通知及び依頼の内容につき再周知
- ・平成20年10月、インターネットを介した過酸化水素製剤等の販売における本人確認の徹底及び警察への協力等について依頼
- ・平成21年12月、爆発物の原料となり得る化学物質の適切な保管管理の徹底等について、関係業界団体に依頼

(2) CBRNE 災害発生の総合的に対処できる専門機関が存在しない。

① CBRNE 災害発生の総合的に対処できる専門機関とは

- ・ CBRNE 災害全てに対応
- ・ 災害現場での指導助言
- ・ 患者を収容し専門治療

② CBRNE に関する既存の専門機関は個別対応のみ

C：財団法人 日本中毒情報センター（つくば市）

- ・ 化学物質や動植物の成分によって起こる急性中毒について、治療に必要な情報の収集・問い合わせに対する情報提供を行う。
- ・ 医療施設は有していない。

B：国立感染症研究所（新宿区戸山）

- ・ 感染症を制圧し、国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を総合的に行う機関
- ・ 医療施設は有していない。

R・N：独立行政法人 放射線医学総合研究所（千葉県稲毛区）

- ・ 国の三次被ばく医療の中心機関で高度専門的な除染及び治療を実施
- ・ 全国の地域被ばく医療機関に対し必要な支援及び助言を行う機関
- ・ 緊急被ばく用医療施設4床保有

2 重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) サイバーテロ対策協議会を開催し、必要な情報を共有すること。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同訓練の実施による緊急対処能力の向上を図ること。
- (3) 情報セキュリティ事業者等の知見を活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員の能力向上や情報収集を行うこと。
- (5) サイバー攻撃対策に関する装備資機材の充実強化を図ること。

<現状・課題>

近年、国内外において政府機関等に対するサイバー攻撃が発生しているところ、我が国の政治・経済・社会の機能が集中する首都東京でサイバーテロ等が発生した場合は、都民、国民の生活や社会経済活動だけでなく、国の治安、安全保障にも重大な支障を及ぼすおそれがある。

令和6年中は、先端技術を有する事業者や研究開発機関等に対する情報窃取を企図した不正アクセス事案や、重要インフラの機能に影響を及ぼしたサイバー攻撃事案、政府機関・民間事業者等が運営する複数のウェブサイトにおいて、DDoS攻撃による被害とみられる閲覧障害が発生するなど、サイバー攻撃の脅威は極めて深刻な情勢が続いている。

また、警視庁と警察庁は捜査・分析等の結果、北朝鮮を背景とするサイバー攻撃グループ「TraderTraitor（トレイダートレイター）」が、我が国の暗号資産関連事業者から暗号資産を窃取したことを特定し、同年12月、警察庁が米国機関と合同で文書を公表するとともに、関係省庁と連名で注意喚起を実施した。

さらに、警視庁、警察庁等は捜査・分析等の結果、「MirrorFace（ミラーフェイス）」と呼ばれるサイバー攻撃グループが、日本国内の組織、事業者及び個人に対するサイバー攻撃を行っており、こうした攻撃は、我が国の安全保障や先端技術に係る情報窃取を目的とした、中国の関与が疑われる組織的なサイバー攻撃であると評価し、令和7年1月、警察庁及び関連省庁が連名で注意喚起を実施した。

これらの状況を踏まえると、国と東京都が緊密に連携して、①平素から官民が最新の情報を共有し防御力を高める、②官民が連携して事案対処能力を高め、被害の発生と拡大を防止する、③サイバー攻撃事案の捜査及び攻撃者・手口に係る実態解明を推進するといった総合的な取組を強化することが、喫緊の課題となっ

ている。

<具体的要求内容>

- (1) 重要インフラ事業者等で構成されるサイバーテロ対策協議会を開催し、民間有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行うこと。
- (2) サイバー攻撃の発生を想定した官民共同の訓練を実施（外部委託）し、実機を使用した事案対処等を行うことで緊急対処能力を高めること。
- (3) 情報セキュリティ事業者等の優れた知見をサイバー攻撃の事案対処に活用すること。
- (4) サイバー攻撃対策に従事する捜査員に対する研修を実施して対処能力の向上を図るほか、海外のセキュリティ事業者等との連携による情報収集を行うこと。
- (5) サイバー攻撃の実態解明に必要な装備資機材の充実強化を図ること。

3 総合的な治安対策の充実・強化

1 治安対策の充実・強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 首都警察特別補助金を増額すること。
- (2) 新たな I C T の活用を推進し警察情報管理システム基盤の充実を図ること。
- (3) 国際海空港等における水際対策の推進を図ること。
- (4) 警察活動における人的基盤の強化を行うこと。

<現状・課題>

令和 6 年中の都内における刑法犯認知件数は、9 万 4,752 件と 3 年連続で増加し、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準にほぼ戻りつつあるほか、特殊詐欺については、その被害額が約 153 億 1,000 万円と前年の 2 倍に達し、過去最悪を記録している。

このような状況の下、令和 7 年 1 月に発表された「都民生活に関する世論調査」では、「都政への要望」として防災、高齢者対策に次いで第 3 位に「治安対策」が挙げられ、全体の 37.2% と高い割合を占めている。これは、SNS 等いわゆる「闇バイト」として実行犯を勧誘し、特殊詐欺、SNS 型投資・ロマンス詐欺、組織的窃盗、リフォーム詐欺、強盗事件等を敢行する「匿名・流動型犯罪グループ」による犯罪等が、都民の体感治安に深刻な影響を及ぼしていると考えられる。

警視庁では、これら匿名・流動型犯罪グループの壊滅に向けた取締りの強化のほか、サイバー空間の脅威に対する諸対策の推進、新宿歌舞伎町をはじめとする盛り場対策など、複雑化する新たな治安課題に日々対応しており、その負担は増加する一方である。

その上、警視庁は、国会等の重要施設が集中する首都の治安維持、首相をはじめとする要人の警護^{じやつぎ}を担う首都警察としての特殊性を有しており、近年ではこれらに対するテロを惹起^{じやつぎ}するローン・オフエンダー等の新たな脅威への対応など、潜在的に他の道府県とは比較にならない膨大な警察事象を抱えているほか、近年、激甚化する自然災害では、警視庁管内・管外を問わず警察官を被災地に派遣し、救助活動や後方治安維持活動に従事するなど、日本警察の中核としての責務を担っている。

- (1) 現行の警察法施行令(昭和 29 年政令第 151 号)第 3 条第 4 項の定めでは、首都警察の任務遂行に関する特殊事情を参酌し、国が所要額の一部を補助することとなっていることから、超過勤務手当の補助として昭和 44 年度から昭和 54 年度までは 10 億円、昭和 55 年度から 15 億円が交付されているところであるが、近年、我が国に対するテロ攻撃の脅威の高まりや東京を取

り巻く社会情勢の変化等により首都警察としての業務負担が著しく増大しており、治安対策を一層強化する必要があることから、首都警察の財政需要について適正な負担を求める。

- (2) 各種犯罪や交通事故の未然防止を図るため、各種防犯活動及びパトロール活動を行っているところ、これまでは、警察官個々の経験等に基づいて行っている状況にある。

より効果的に犯罪や交通事故を抑止していくためには、ビッグデータ・AIなどの新たなICTを活用し、より高度な分析を行い、防犯活動等に効果的な場所、方法等を考えていく必要がある。また、交通管制や雑踏警備・災害警備等の各種警察活動においても、状況予測による対応策の決定や、それに基づく現場活動を迅速かつ効率的に支援する必要がある。

そこで、新たなICTの活用をより一層推進するとともに、警察情報管理システム基盤の充実を図ることが必要である。

- (3) 近年、若年層による大麻の乱用拡大が深刻化し、盛り場を中心とした違法薬物の所持・施用事犯が後を絶たず、都内の薬物情勢は依然として厳しい状況である。

また、覚醒剤等の違法薬物密輸入形態は、国際郵便や貨物利用のほか、旅行者を装った携行・携帯・嚥下型など隠匿手口が巧妙化しており、密輸入事犯も増加傾向にある。加えて、国内においてもコカイン等の麻薬事犯の増加により、更なる違法薬物の国内流入が懸念されるため、違法薬物密輸入事犯や違法薬物所持事犯等の取締りに資する装備資機材の充実強化を図る必要がある。

- (4) 警視庁には、令和7年度に平成29年度以来8年ぶりに35人の地方警察官の増員が行われ、人的基盤の強化を図っているところではあるが、複雑、多岐にわたる警察活動を効果的に推進し、都民の命と生活を守り、「世界一安全な都市、東京」を実現するためには、継続的かつ可及的速やかに、更なる人的基盤の強化を実現する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 現行の15億円から25億円に増額すること。
- (2) 新たなICTの活用を安定的に推進する一環として
- サーバ等リソースの増強
 - データ利活用精通した人材育成
- 等の充実強化を図ること。
- (3) 違法薬物の流入による治安悪化を防ぐ対策の一環として、
- 携帯型薬物特定システム
 - 薬物予試験試薬
- 等の装備資機材の充実強化を図ること。
- (4) 「世界一安全な都市、東京」を実現するため、更なる人的基盤の強化を行うこと。

2 暴力団の対立抗争等への警戒、取締りの強化【最重要】

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

暴力団の対立抗争等の警戒、取締り強化を推進するため、捜査活動に資する装備資機材の充実強化を図ること。

<現状・課題>

六代目山口組と神戸山口組等との対立抗争が続く中、本年1月、兵庫県で神戸山口組組長の居宅に対する放火事件が発生し、現場臨場した警察官が拳銃を所持した被疑者を公務執行妨害罪で検挙している。

また、令和6年9月には、宮崎県で宅配便の配達員を装った被疑者が池田組傘下組織会長を拳銃で殺害する事件が発生し、六代目山口組傘下組織組員の男が逮捕されるなど、予断を許さない状況が続いている。

対立抗争に起因するとみられる銃器を使用した襲撃事件は、全国各地で発生しているところ、六代目山口組と神戸山口組については、9府県の公安委員会が両団体を、六代目山口組と池田組については、7県の公安委員会が両団体を、さらに、六代目山口組と神戸山口組から離脱した絆^{きずな}會については、8府県の公安委員会が両団体を、それぞれ対立抗争状態にあるとして「特定抗争指定暴力団等」に指定した。

また、都内においても、暴力団や匿名・流動型犯罪グループがトラブルを起こし、対立姿勢をみせるなど、重大事件への発展が懸念されている。

今後、対立抗争の都内波及やトラブル事案のエスカレートにより、都内に所在する暴力団事務所等がターゲットとなり、銃器を使用した事件が発生することも予想されることから、当庁では、各団体傘下組織事務所や関連箇所に対する視察、警戒を強化し動向を注視しているところである。

これらを踏まえ、対立抗争の未然防止や発生時の早期対応、保護対策の徹底等を図り、都民、国民の安全確保に万全を期すため、捜査活動に資する装備資機材の充実強化が必要である。

<具体的要求内容>

暴力団の対立抗争事件等の警戒及び取締り、保護対象者の安全確保のため、対銃器装備資機材の充実強化を図ること。

3 大規模災害対策の推進【最重点】

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

- (1) 災害対策資機材の充実強化を図ること。
- (2) 回転翼航空機の柔軟な調達について検討すること。
- (3) オフロードバイクの配備について検討すること。
- (4) 大規模災害等発生時における緊急通報（110 番通報）の受理機能及び無線指令機能を確保すること。

<現状・課題>

- (1) 警視庁では、いつ発生するか分からない災害に素早く対応するため、機動隊とともに、高度な特殊技能を有する部隊を編成し、有事即応体制を構築している。

また、都内で発生する災害はもとより、東日本大震災、令和6年能登半島地震など、国内外を問わず発生する大規模災害にも部隊を派遣し、救出救助活動等を行っている。

以上のとおり、大規模災害が発生すれば迅速的確な対応が求められているほか、首都直下地震はいつ発生してもおかしくないと指摘されている状況であることから、災害対策資機材の充実強化を図るなど、災害対応能力を強化する必要がある。

- (2) 全国的な災害の激甚化・頻発化に伴い、回転翼航空機の広域的な運用を実施していくこととなり、その運用は、迅速・的確かつ、間隙を生じさせないことが必要とされている。

また、東日本大震災や令和6年能登半島地震などの震災発生時において、現地の被災状況を迅速に把握する手段として回転翼航空機が極めて有用であることが改めて認識された。

しかし、回転翼航空機は現有機体と異なる型式の機体が配備された場合、操縦士や整備士の教育訓練等のために予算と期間を必要としており、運用に間隙が生じるおそれがあることから、既に操縦が可能な現有機体と同型式の機体が配備されることが望ましい。

- (3) 近年、いつ発生してもおかしくないと指摘されている首都直下地震等の自然災害発生時において、緊急自動車専用路及び緊急交通路の早期確保に向けた道路状況等を確認する際、道路崩壊や土砂崩れによる不整地路面において優れた走行性能を発揮するオフロードバイクが必要不可欠である。

また、令和6年能登半島地震において広域緊急援助隊を派遣した際、石川県警の部隊員とともに、オフロードバイクを使用して被災した道路の被害状況や渋滞状況を確認し、その状況を現地の交通指揮本部に映像伝送するなど、被災地の各種交通対策に大いに貢献したことから、今後の大規模災害等に万

全の備えをするため、オフロードバイクの配備を充実させる必要がある。

- (4) 警視庁における 110 番通報の受理は、23 区内及び島しょ部からの通報を受理する本部指令センター（警視庁本部庁舎 4 階、千代田区霞が関）と多摩地区からの通報を受理する多摩指令センター（警視庁多摩総合庁舎 4 階、立川市緑町）の 2 か所で行っており、管轄警察署、警ら用無線自動車及び地域警察官への無線指令も併せて行っている。

大規模災害等の発生により、警視庁本部庁舎又は警視庁多摩総合庁舎のどちらか一方が倒壊した場合は、もう一方の指令センターにおいて、警視庁全域からの 110 番通報の受理と無線指令を行うこととしているところ、110 番通報した際の接続先（警視庁の場合は、本部指令センターと多摩指令センター）や、これを変更するために要する時間については、110 番通報者に回線を提供している電気通信事業者の設定、設備、体制等に左右されることから、間隙のない切替えを実現させることが必要である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 首都直下地震、風水害等の大規模災害に係る危機管理体制を強化するため、災害対策資機材の充実強化を図ること。
- (2) 回転翼航空機の迅速・的確な運用に間隙を生じさせないため、回転翼航空機の柔軟な調達について検討すること。
- (3) 道路崩壊や土砂崩れ等による不整地路面での走行が可能なオフロードバイクの配備について検討すること。
- (4) 平時から大規模災害等に備え、新たな技術革新に基づく最先端の技術や装置を活用するため、可能な限りの方策を総合的に検討するほか、110 番通報の接続先を変更させる必要が生じた際における間隙のない切替えを実現させるため、機器の整備を行うとともに、電気通信事業者に対し、大規模災害発生時等において切替えが確実に行える態勢の確保を求めること。

4 薬物乱用根絶等に向けた対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

- (1) 薬物乱用根絶に向けた広報啓発活動を強化すること。
- (2) 薬物再乱用防止対策を推進するための財源を確保すること。

<現状・課題>

都内における薬物事犯被疑者の検挙人員は、平成 17 年をピークに漸減傾向にあったものの、平成 26 年から増加に転じた。令和 6 年中は、2,459 人と前年比で増加しており、依然として根強い薬物の供給・需要実態が認められる。

特に、都内の大麻事犯における検挙人員は、近年増加傾向にあり、そのうち 30 歳未満の年齢層の占める割合は 7 割を超え、極めて深刻な事態となっている。

警視庁では、大麻等の薬物乱用防止の周知・広報を目的とする視聴覚 DVD を作成し、各警察署に配布するとともに、YouTube 警視庁公式チャンネル内で公開している。

また、昨今の大麻に係る情報の氾濫に対し、警視庁ホームページや X を通じ、大麻に特化した啓発資料である「No More 大麻」を掲載するなど、インターネットや SNS などを通じて都民に対し、広く薬物乱用防止を訴えている。さらに、学校や企業を対象として、リモートを用いた薬物乱用防止講座を実施するなど、各種広報啓発活動を推進しているところである。

さらに、令和 6 年における全国統計では、覚醒剤事犯検挙被疑者の約 7 割が再犯者であるという現状を踏まえ、警視庁では、捜査が終了した被疑者等に対し、薬物再乱用防止のための相談・治療機関等の情報提供や、唾液による簡易薬物検査キットを活用した薬物再乱用防止対策を実施している。

これは、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）及び「再犯防止推進計画（平成 29 年閣議決定）」において、再犯の防止等に関し、地域の状況に応じた施策策定等が地方公共団体の責務と規定された上、令和 6 年 3 月には「東京都薬物乱用対策推進計画」が改定され、薬物問題を抱える人への相談・支援体制の充実等が規定されたことによるものである。よって、国、都及び区市町村、更には、相談機関、医療機関、自助活動を実施している民間機関等との連携を一層強化し、薬物再乱用防止対策を推進していく必要がある。

警視庁では、関係機関と連携した研修会を積極的に開催していくとともに、若年層をターゲットとした広報啓発活動、関係機関の専門家等による薬物依存症に関する普及啓発講演等の充実を図っていく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) インターネット・SNS 等を中心とした幅広い層が視聴するメディアを活用し、違法薬物の危険性・有害性を周知させる広報啓発活動の推進を図ること。
- (2) あらゆる薬物再乱用防止対策の充実に向けた財源を確保すること。

5 子供・女性等の被害防止に向けた対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

子供・女性等を犯罪から守るため、各種広報啓発活動を推進すること。

<現状・課題>

人身安全関連事案に係る相談等の受理件数は、依然として増加傾向にあるほか、昨年は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）違反で逮捕歴のある被疑者による殺人事件や痛ましい児童虐待事案などが発生しており、厳しい情勢が続いている。

また、子供が SNS を介して福祉犯罪等の被害に遭う事案や女性がホストクラブの売掛けによる借金を背負わされ売春をさせられる事案など、子供や女性の尊厳を著しく踏みにじり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼす事案が生じている。

さらに、近年、繁華街において、少年・少女への有害なサービスの提供や少年・少女による医薬品の過剰摂取が社会問題化している。

こうした中、警視庁では、ストーカー・DV 等の人身安全関連事案はもとより、子供・女性に対する犯罪に対して、各種法令を適用した厳正な取締りを行っているほか、「登下校防犯プラン」に基づいた通学路における子供の安全確保のための対策や令和 6 年 4 月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）」に基づく支援などの各種対策を推進している。

これら諸問題に対しては、社会の変化を見極めながら、子供や女性をはじめとする都民、国民の生命、身体及び財産の保護の観点から、積極的に対策を講じるとともに、警察のみならず行政機関、民間団体、業界団体等と連携した広報啓発活動を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

ストーカー・DV、児童虐待等の人身安全関連事案対策や少年・少女に有害な環境の浄化対策をはじめ、ホストクラブ等の売掛金等に起因する違法行為や SNS の利用に起因した性犯罪等の被害防止対策、通学路等における子供の安全確保対策など、子供や女性を犯罪から守るための各種広報啓発活動を行政機関、民間団体、業界団体等と連携して推進すること。

6 特殊詐欺の被害防止に向けた対策の強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

- (1) 犯行ツール対策に係る各種事業者に対する指導監督を強化すること。
- (2) 預貯金口座対策に係る金融機関に対する指導監督を強化すること。
- (3) 特殊詐欺の被害防止に向けた広報啓発活動及び被害防止機器を充実強化すること。

<現状・課題>

特殊詐欺は、被害者を言葉巧みにだまして財産を奪う卑劣な犯罪であり、その被害は都内だけでなく全国的に発生している。また、急増しているSNS型投資・ロマンス詐欺についても、都民、国民の体感治安に影響を及ぼす大きな要因となっている。

犯人グループが利用する犯行ツール面において、特殊詐欺犯行グループに固定電話番号を提供している悪質な電話転送サービス事業者に対し、摘発後、所有している在庫番号については一括利用停止する取組が開始されているところ、更なる犯行の抑止を図る観点から、電話転送事業を現行の届出制から許可制にするほか、増加傾向にある国際電話番号からのアポ電を遮断するなど、法制度の検討が必要となっている。

また、預貯金口座に繰り返し利用限度額を振り込ませる、インターネットバンキング等を悪用し、限度額を解除した上、他人と接触することなく送金させるなどの事案による高額被害が増加しており、金融機関における対策が急務である。

さらに、犯人からの電話に出ないための対策や、最新の手口や手段などを都民、国民に対して広く周知するため、影響力の大きな全国放送のテレビ、ラジオなどの主要メディアを活用した大規模な広報啓発活動の継続が必要であるほか、物理的に高齢者世帯を詐欺被害から守るための「自動通話録音機や迷惑防止機能付電話機、迷惑電話拒否装置」をはじめとする「特殊詐欺被害防止機器」等の普及や、サポート詐欺をはじめとする架空料金請求詐欺被害から守るため、携帯電話等へのセキュリティソフト導入の促進を図ることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 現行の法制度では電話転送サービス事業者として届出が提出されていれば悪質な事業者であっても、固定電話番号が提供されている状況であることから、関連省庁や電気通信事業者が連携し、届出制から許可制へ移行するほか、増加している国際電話番号からのアポ電を物理的に遮断する仕組みを構築するなど指導監督を強化できる仕組みを構築すること。

(2) 関連省庁が連携し、金融機関に対する預貯金口座のモニタリング強化、ＡＴＭやインターネットバンキングにおける振込制限等の基準の見直し等、指導監督の強化を図ること。

(3) 高齢者をはじめ、特に子・孫世代に対して、テレビやラジオ放送等の広域かつ多数が視聴するメディアを活用するなど、特殊詐欺やＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の最新の手口や手段等を、スピード感をもって、的確に周知するための広報啓発活動を推進すること。

あわせて、特殊詐欺の被害を防止するため、発信者番号表示サービス等の更なる普及や、高齢者宅に設置する「特殊詐欺被害防止機器」、高齢者が使用する携帯電話等へのセキュリティソフト導入に対する補助制度の検討を図ること。

参 考

【令和 6 年中の特殊詐欺被害状況】

都内	認知件数	3,494 件（前年比 +576 件、+19.7%）
	被害額	約 153.1 億円（前年比 +約 71.7 億円、+87.9%）
全国	認知件数	21,043 件（前年比 +2,005 件、+10.5%）
	被害額	約 718.8 億円（前年比 +約 266.2 億円、+58.8%）

7 サイバーセキュリティ対策の充実・強化【最重点】

(提案要求先 警察庁)

(都所管局 警視庁)

サイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動等を推進するために必要な財源を確保すること。

<現状・課題>

デジタル化の進展等に伴い、サイバー空間は、全国民が参加し、重要な社会経済活動を営む公共空間として、より一層の重みを持つようになっている。

こうした中、警察庁公表の「令和6年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」(令和7年3月13日警察庁広報資料)によれば、

- 令和6年中の警察によるサイバー犯罪の検挙件数が前年より増加
- 警察庁が国内で検知した、サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数が増加
- データの暗号化のみならず窃取を敢行し、「対価を支払わなければ当該データを公開する」などと更に金銭を要求する二重恐喝を行う等のランサムウェアによる被害の報告件数が増加

等しており、更には、実在のサービス等をかたって個人情報等を詐取するフィッシングについても、フィッシング対策協議会が受けた令和6年の報告件数が、過去最多であるほか、インターネットバンキングに係る不正送金事犯は、被害件数及び被害総額が過去最多を記録した前年に引き続き高水準で推移するなど、サイバー空間をめぐる脅威は、極めて深刻な情勢が続いている。

以上の情勢を踏まえ、サイバー犯罪による被害を防止し、サイバー空間の安全を確保するためには、警察による取組のみならず、インターネットを利用する国民一人一人のサイバーセキュリティ意識の向上と民間事業者等における自主的な被害防止対策の促進が不可欠となっている。

警視庁では、各警察署による管内住民への広報啓発や、都内全ての区市町村、商工会議所等と締結した協定に基づく中小企業支援等、サイバー犯罪被害の防止を目的とした広報啓発活動等を強力に推進している。

しかし、サイバー空間には都道府県の境がなく、社会全体のサイバーセキュリティ意識を向上させるためには、全国各地から国民が集まる首都・東京において、都民のみならず、国民全体への波及効果がある広報啓発活動等を積極的に推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

国民のサイバーセキュリティ意識を更に醸成するため、

- グッズやポスター等の視覚に訴える広報啓発用アイテムの制作
- サイバー犯罪の手口や基本的対策などをわかりやすく解説した啓発用映像を制作し、広く国民の目に触れるトレインチャンネルや街頭ビジョンで放映するなど、各種広報媒体を活用した大規模な広報啓発イベントの開催

- 高齢者（65 歳以上）を対象とした、インターネット上の詐欺被害を疑似体験することができる「スマホ防犯教室」の開催
- 実際にパソコンに触れながらマルウェア感染の体験、対処・通報方法の習得ができる中小企業者を対象とした実践型セミナーの実施
- 脆弱性^{ぜい}のある機器等を使う企業等への注意喚起を行うための資機材の配備等、サイバーセキュリティ対策に関する広報啓発活動等を強化・推進するために必要な財源を確保すること。

8 特例施設占有者に対する権限行使の義務化

(提案要求先 警察庁)
(都所管局 警視庁)

特例施設占有者の権限行使を義務付けること。

<現状・課題>

令和6年の拾得物取扱件数は約440万件となり、前年と比べ7.8%増加し過去最多となった。

拾得物取扱件数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるまで常に増加を続け、同感染症により令和2年から令和3年まで一旦減少したものの、令和4年には再び増加に転じ、今後も更に増加するものと思料される。

そこで、遺失物業務に係る事務の見直し等を実施することが当庁としての課題となっているが、とりわけ、施設占有者からの届出が全拾得物の約8割以上を占め、そのうち特例施設占有者（鉄道、バス及び航空等）が約5割を占める現状にある。

特例施設占有者は、拾得物を自ら保管し、返還等ができることとされているが、そのほとんどは、これによらず警察署に提出している状況であり、警察署の大きな負担となっている。

<具体的要求内容>

特例施設占有者に対し、遺失物法（平成18年法律第73号）において拾得物の保管、返還等の一連の手続を原則義務付けるなどの制度改正を行うこと。

9 外国人犯罪対策の推進

(1) 不法就労対策の強化

(提案要求先 出入国在留管理庁・厚生労働省)
(都所管局 都民安全総合対策本部・警視庁)

- (1) 不法就労などに係る偽装滞在者を発見、摘発するための入国審査、在留審査等を強化すること。
- (2) 外国人雇用状況の届出が適正になされるよう、関係機関が連携して実効性のある対策を行うこと。

<現状・課題>

- (1) 不法残留者は、令和7年1月1日現在、74,863人であり、前回同時期の調査に比べ、4,250人減少したが、令和6年の新規入国者数は、約3,402万人と過去最高を記録しており、今後も新規入国者数の増加が予想される中、不法残留者を発生・増加させないことがより重要となる。

また、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を悪用するなどして身分や活動目的を偽って在留許可を受けた偽装滞在者による、不法就労の増加が懸念されている。

こうした偽装滞在者は、不法入国者、不法残留者などの不法滞在者と同様に、公正な労働市場を侵害し、偽装滞在に加担する雇用主やブローカーに不正な利益をもたらすばかりでなく、治安の悪化につながることから、不法滞在者対策と併せて偽装滞在者対策の強化が必要である。

- (2) 偽装滞在者や不法滞在者の多くが不法就労を行っていると言われており、現在、外国人の新規入国者が増加している中、不法就労を目的とする外国人入国者の増加も懸念される。こうした外国人を低廉な労働力として雇い入れ、不法就労を助長する悪質な雇用主が存在することから、不法就労を防止し、適正な雇用を推進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 不法に就労する偽装滞在者を発見、摘発するため、入国審査、在留審査、実態調査及び違反調査を強化すること。
- (2) 外国人雇用状況の届出を怠ることや虚偽の届出を防ぐため、関係機関が連携して届出制度の周知、徹底を図ること。

また、悪質な違反者に対しては、厳正に対応するとともに、罰則の引上げや行政処分の導入など実効性のある対策を行うこと。

(2) 留学生を受け入れる教育機関への指導強化

(提案要求先 出入国在留管理庁・外務省・文部科学省)
(都所管局 都民安全総合対策本部・生活文化局・警視庁)

留学希望者に対する厳正かつ的確な事前調査を行うとともに、留学生の所属する教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を義務付ける法律を整備すること。

<現状・課題>

留学生の中には、不法就労等、本来の入国目的から逸脱する者が依然として存在し、留学生の所属する教育機関の中には、不法就労を助長していると疑われかねないものも存在する。

現在、日本への留学生が増加傾向にあり、今後も、国の外国人留学生の戦略的な受入れの推進に伴い、留学生が更に増加することや、所在不明者や所在不明を理由とした除籍・退学者が多く発生していることなどが課題となっていることを踏まえ、今まで以上に留学生の適正な受入れ及び在籍管理を徹底する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 留学生として、その本来の目的に合致した生活基盤を有しているか否かを確認するため、留学希望者に対する厳正かつ的確な事前調査を関係機関が連携して行うこと。
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に基づき、留学生の在留管理を確実にを行うとともに、留学生の所属する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定めのある教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を義務付ける実効性のある法律を整備すること。
- (3) 学校教育法に定められていない日本語教育機関に対し、適正な受入れ及び在籍管理を行うよう義務付け、国において指導監督できるよう法律を整備して、実態調査等を徹底すること。

4 再犯防止施策の充実

(提案要求先 法務省)
(都所管局 都民安全総合対策本部)

- (1) 国において、再犯防止施策に主体的に取り組み、地方公共団体の理解を得て施策を進めること。
- (2) 区市町村における地方再犯防止推進計画策定など、地方公共団体が再犯防止施策を推進するに当たり、国において必要な支援を行うこと。
- (3) 保護司をはじめとする民間協力者が活動しやすい環境を整備すること。

<現状・課題>

都内の刑法犯検挙人員は、長期的に見ると減少傾向にある。しかし、その検挙人員に占める再犯者の割合は約5割となっており、再犯防止に向けた更なる取組が求められている。

こうした中、国においては、平成29年12月に策定された再犯防止推進計画が終期を迎え、令和5年3月に第二次再犯防止推進計画（以下「第二次推進計画」という。）が閣議決定された。第二次推進計画では、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「推進法」という。）第2章に基づき、「就労・住居の確保等」や「保健医療・福祉サービスの利用の促進等」、「地域による包摂の推進」など、7つの重点課題ごとに具体的施策が盛り込まれている。

「地域による包摂の推進」では、地域社会における国・地方公共団体・民間協力者等による支援の連携体制を更に強化していく必要があるとされているが、国は、都道府県及び区市町村と連携して再犯防止施策に取り組めるよう、国が中心的な役割を果たすとともに、都道府県及び区市町村の課題やニーズを踏まえて、施策を進めることが求められる。

推進法第8条では、都道府県及び区市町村に対する地方再犯防止推進計画策定の努力義務が規定されており、都は令和元年7月に「東京都再犯防止推進計画」を策定した。第二次推進計画を踏まえ、都内の再犯防止に係る取組の更なる充実・深化を図るため、令和6年3月に、第二次東京都再犯防止推進計画を策定したところである。都内区市町村においては、令和7年4月1日現在、40区市町が計画を策定し、地域における再犯防止の取組が広がりを見せつつあるものの、体制やノウハウの不足等により取組が進まない自治体もいまだ多く、区市町村に対する継続的な支援が必要である。

さらに、再犯防止を推進するためには、行政の取組に加え、保護司をはじめとした様々な民間協力者が活動しやすい環境を整備することが不可欠である。

＜具体的要求内容＞

- （１）再犯防止施策推進のため、国が主体的に再犯防止施策の充実・強化に取り組み、国・都道府県・区市町村が連携して再犯防止施策に取り組めるよう、都道府県及び区市町村の理解を得て施策を進めること。
- （２）区市町村における地方再犯防止推進計画の策定など、地方公共団体が再犯防止施策を推進するに当たり、国において必要な支援を行うこと。
- （３）各地域において更生保護の取組が促進されるよう、犯罪をした者等の立ち直りに取り組んでいる保護司をはじめとした民間協力者への活動支援を充実させること。特に、保護司組織の維持・強化に必要な保護司の実費弁償金を充実させること。

5 犯罪被害者等支援施策の充実・強化の早期実現

1 経済的支援をはじめとする支援施策の充実・強化

(提案要求先 警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省)
(都所管局 総務局)

犯罪被害者等への経済的支援が居住している地域で異なることのないよう、地方公共団体に対する財政的措置を講じ、経済的支援を充実させるとともに、総合的対応窓口においては、管内警察署と顔の見える連携強化を一層促進するための具体策や区市町村に対する手厚い支援を講じること。また、コーディネーター確保のための必要な支援を行うとともに、高い専門性に見合う人材配置が可能となるよう十分な財政措置を講じること。

<現状・課題>

犯罪被害者等の生活基盤の回復には、被害直後から必要な支援を途切れなく提供することが重要である。国は、「第4次犯罪被害者等基本計画」（令和3年3月）において被害直後から様々な関係機関・団体等が協働して、重層的な支援を行うことができる継ぎ目のない体制を構築していく必要があるとしており、令和5年6月には「犯罪被害者等施策の一層の推進について」により、地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向けた今後の取組の方向性が示された。令和6年7月には「地方における途切れない支援の提供体制の強化について」により、地方における支援制度等の充実強化など、犯罪被害者等が居住地域等に関わらず、必要な支援を途切れることなく受けられるよう、都道府県に対し、犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とした多機関ワンストップサービス体制の構築を求め、令和7年度から「犯罪被害者等支援補助金」により、同体制の運用・構築に要する経費を支援している。

都は、見舞金の給付や転居費用の助成など、犯罪被害者等のニーズを踏まえた各種経済的支援を実施するとともに、国に先駆けて、犯罪被害者等と区市町村や関係機関のつなぎ役として、豊富な支援経験と社会福祉士等の専門資格を有する「被害者等支援専門員」（コーディネーター）を配置し、生活基盤の回復に必要な支援を行っている。

しかし、犯罪被害者等の居住する自治体によって受けられる経済的支援が異なっているほか、被害後早期からの支援には被害届等で犯罪被害者等と密接に関わる警察署と主に生活支援を担う地方公共団体をはじめとする関係機関の連携・協力の一層の強化が必要であるなどの課題がある。

また、国は、支援全体の調整を行う犯罪被害者等支援コーディネーターについて、保健医療・福祉分野に精通していること等が望ましいとしており、当該人材

を地方公共団体が円滑に確保できるよう、国の責務において、より一層の支援を行う必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 犯罪被害者等への経済的支援が居住している地域で異なることのないよう、地方公共団体に対する財政的措置を講じ、経済的支援を充実させること。
- (2) 区市町村総合的対応窓口と管内警察署の顔の見える連携強化を一層促進するための具体策や、区市町村に対する手厚い支援を講じること。
- (3) 地方公共団体が犯罪被害者等支援コーディネーターを確保するための必要な支援を行うとともに、高い専門性に見合う人材配置が可能となるよう十分な財政措置を講じること。

2 性犯罪被害者等支援施策の充実・強化

(提案要求先 内閣府・警察庁)
(都所管局 総務局)

「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」の充実・強化を図るとともに、性犯罪・性暴力被害の実態を十分に踏まえて適切な証拠保全を図られるよう、捜査機関や医療機関との連携等、体制整備に向けた必要な施策を早期に講ずること。

<現状・課題>

東京都における性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターでは、性犯罪被害者への適切な対応に習熟した支援員を確保し、警察・医療機関等と連携し、被害後早期に支援できる体制を確保している。また、支援センターでは、精神的ケアとして、精神科医、公認心理師によるカウンセリングのほか、令和4年度より、中長期的な生活支援を担う区市町村等と連携するコーディネーターを配置している。加えて、令和5年度に子供・保護者専用性被害相談ホットライン及び性被害に関するSNS相談を開始し、相談体制を強化している。

引き続き、支援センターを充実・強化するに当たっては、協力医療機関等関係機関との連携・協力が欠かせないため、支援センターの支援員のほか、協力医療機関における医療従事者等の育成や人件費の補助等の支援も必要である。

また、国は、令和2年度から4年度までを「集中強化期間」として性犯罪・性暴力対策の取組を強化してきたが、令和5年3月に「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」で令和5年度から7年度を「更なる集中強化期間」と位置づけ、証拠の採取・保管体制を整備することとしている。

しかしながら、警察への届出を躊躇^{ちゅうちよ}した性犯罪・性暴力被害者が、後日、警察への届出意思を有するに至った場合に備え、証拠採取可能な医療機関は、都内では3機関のみであることが課題となっている。捜査機関の協力なしには増加させることができないため、捜査機関及び医療機関並びに支援センターが連携し、被害の実態を踏まえた適切な証拠保全を図るための体制整備が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」について、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」と関係機関が連携強化を図れるよう、充実・強化をすること。
- (2) 性犯罪・性暴力被害に関して、被害の実態を十分に踏まえて適切な証拠保全を図られるよう、捜査機関及び医療機関との連携等体制整備に向けた必要な施策を早期に講ずること。

6 国民保護事案に関する普及・支援の推進【最重点】

(提案要求先 内閣官房・国家公安委員会・消防庁・外務省・防衛省)
(都所管局 総務局)

- (1) 国民保護に係る事態を抑止するとともに、平素における情報収集や普及啓発を積極的に行うこと。
- (2) テロや武力行使に至らない不法活動等に対して、総合的に推進するための対処態勢を万全にするとともに、地方公共団体に必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

ミサイル攻撃に加えて、核兵器や生物・化学兵器の使用や武力行使に至らない不法行動など、様々な脅威が存在する。ロシアによるウクライナ侵攻は、首都の戦略的重要性を改めて認識する機会となった。人口が密集し、通信・電力等のインフラが集中する首都東京においては、これらの脅威が都民の安心・安全はもとより、国家機能の維持に死活的な影響を及ぼす。

また、世界各地でテロが発生しており、首都東京でテロが起きた場合には、都民にも甚大な被害が想定される。

こうした状況を踏まえ、国民等が安心して住み、働き、訪れることができるよう、国民保護に係る事態に関する対策の推進に万全を期することが必要である。

<具体的要求内容>

(1) 平素の取組

ア 武力攻撃事態や緊急対処事態など国民の安全・安心に影響を与える様々な事態を抑止するため、国際社会と緊密に連携し、外交を含むあらゆる措置を講じること。

イ 武力攻撃事態や緊急対処事態及びそれらに発展する可能性にある事態に関して、常時かつ的確に情報収集を行うとともに、地方公共団体に対して必要な情報提供を行うこと。

ウ 国民に対して国民保護に係る各種事態のリスクや対応行動について普及啓発を行うとともに、国、地方公共団体が行う国民保護措置に関する理解を促進すること。あわせて、これら対応行動や措置を徹底するための全国規模の訓練を企画すること。

(2) テロや不法行動に対する取組

ア テロ等の事案発生から緊急対処事態の認定に至るまで、国が総合的に対処する体制を整備し、地方公共団体と国との情報連絡体制やテロ発生時の連携内容を明確化すること。

イ 国は、武力行使に至らない武装工作員等による不法活動等を未然に防止し、

発生時に迅速かつ有効に対処するため、国・地方公共団体及び関係機関の連携枠組みを構築するなど態勢を万全にすること。また、地方公共団体が行う避難誘導などの国民保護活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行うこと。

7 ミサイル攻撃に関する対策の推進【最重点】

(提案要求先 内閣官房・消防庁・外務省・防衛省)
(都所管局 総務局)

- (1) N B C弾頭も想定したミサイル攻撃に対する国の基本方針や避難施設の整備に向けた考え方、エリアごとのリスク評価を示すこと。
- (2) ミサイル攻撃を受けた場合に、国民の生命・財産をより一層守るため、実効性のある避難施設確保策を国が主体となって進めていくこと。

<現状・課題>

令和4年以降、北朝鮮はかつてない高い頻度でミサイル等の発射を繰り返すなど、我が国は依然として北朝鮮の脅威に見舞われている。また、ロシアによるウクライナ侵攻は、首都の戦略的重要性を改めて認識する機会となった。こうした状況の中、国は令和6年3月に「武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る基本的考え方」を示した。この中で、住民等の安全を一時的に確保するため、施設管理者の同意を得た上で指定する緊急一時避難施設について、政治経済の中核を含む都市部及び重点取組分野の施設（地下施設（地下駅、地下街）等）における指定を促進するとともに、地域の実情に応じて、その充実も含めた在り方の検討に取り組むこととしている。また、武力攻撃災害が広範囲で長期に及ぶ可能性がある場合、避難の困難性等がある地域では、一定期間避難可能で堅ろうな避難施設としての「特定臨時避難施設」を整備することとしている。

しかしながら、国の示した考え方では、想定する脅威が通常弾に限定されているとともに、特定臨時避難施設は財政支援の対象地域が先島諸島のみであるなど、その他の脅威やエリアを踏まえたリスク評価、避難施設の在り方が十分示されているとは言い難い。

また、緊急一時避難施設の更なる指定促進に向けた取組や、指定の有無によらず都民等が避難できる施設の確保が重要である。

国は令和7年度末までに、全国でのシェルター確保に関する実施方針を策定する考えを示しているが、同方針の策定に当たっては、上記の現状と課題を踏まえる必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) ミサイル攻撃に対する国の方針及びリスク評価

ア 全国でのシェルターの確保に関する実施方針において、通常弾に限らず、N B C弾頭も想定したミサイル攻撃に対する国の基本方針や避難施設の整備に向けた考え方などを示すこと。

イ 人口や都市構造など、地域の実情を踏まえたエリアごとのリスク評価を行うとともに、具体的かつ実効性のある対応行動について、地方公共団体に示すこと。

(2) ミサイル攻撃に対する実効性のある取組

ア 内閣官房は、防衛省から瞬時に発射情報を入手できる態勢を構築するとともに、発射情報を入手次第、全国瞬時警報システム等を用いて、広く国民に対して正確かつ迅速に警報を発令すること。

イ 先島諸島以外の地域であっても、ミサイル攻撃に対応可能な避難施設を新設又は既存施設の改修により整備する場合にあつては、国が必要な財政措置を講じること。また、公的機関や民間事業者が建造物の整備・改築等を行う場合に当該施設の設置義務を法制化するなど、幅広く避難施設確保に向けた対策を行うこと。

ウ 有事の際は、国民保護法第 148 条に基づく指定に関わらず、民間施設を含め、全ての堅ろうな建築物や地下施設への避難を可能とすることを国民保護法上に位置付けるなど実効性を高める方策を検討すること。

エ 民間施設を中心とした施設管理者の協力が得られるよう、事故や損害発生時の責任や補償について統一的な考え方を検討し、基本指針等で明示するとともに、損害補償等を制度化すること。

オ 武力攻撃災害等に対処するための物資及び資機材等は、国の責任において確保すること。また、地方公共団体が備蓄する場合においては、物資及び資機材等の種類や数量をガイドラインで示すとともに、その財源を措置すること。